小売事業者向け説明会を開催します

令和8年10月9日に『租税及び社会保険料による負担の軽減のための飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の支給に関する法律案』が閣議決定されました。

本法案が成立した際には、令和9年4月1日から、飲食料品に係る消費税率が8%から1%に引き下げられることとなります。

当該消費税率引下げを円滑に実施するためには、レジシステムの改修や棚札の張替え等、計画的な準備を進めることが重要です。

特に、POSレジシステムの改修には一定期間を要すると言われており、特段の配慮が必要です。

このため、飲食料品にかかる消費税率の臨時的な引下げに関する制度の概要や、レジシステムの改修等に関する支援制度について、説明会を開催させていただきます。





1. 説明会の概要

飲食料品にかかる消費税率の臨時的な引下げに関する制度の概要や、レジシステムの改修等に関する支援制度について、オンラインにて説明会を開催させていただきます。

内　容　令和9年4月1日～令和11年3月31日までの間、飲食料品に係る消費税率を8%から1%に引き下げる政策について

1. 閣議決定事項（大綱、国会審議中の法案について）
2. 中小企業、中堅企業向けのスマートレジシステム導入・レジシステム改修の補助金
3. 相談窓口の案内（制度全体、補助金等について）

説明会は以下の日程で開催します（各回同一内容）



オンライン開催
（ウェブ会議形式）

第1回	2026年11月20日（金）15:00～16:00
第2回	2026年11月25日（水）10:00～11:00
第3回	2026年11月30日（月）13:00～14:00